

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年9月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
しかし、私が所持する年金手帳に記載された国民年金被保険者資格喪失年月日は、夫と同じ昭和57年10月1日であり、保険料納付についても、夫が夫婦の分をまとめて納付していたのに、申立期間について、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は昭和57年4月1日となっているものの、申立人及びその夫が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、いずれも資格喪失日が同年10月1日と記載されている上、申立人が同年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失する事情は見当たらない。

また、申立期間は6か月と短期間であり、夫婦の国民年金保険料をまとめて納付していたとする申立人の夫については、申立期間について納付記録が確認できる上、申立期間以外については夫婦の国民年金保険料の納付記録が一致しており、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化は無かったとみられ、経済的事情により未納が生じたとは考え難いことから、当該期間のみ夫婦の納付記録が異なっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

ねんきん特別便を確認したところ、年金の加入期間に1か月の空白期間があることが分かった。昭和46年に現在のA社に入社以来、他社に出向したことも無い。会社の在籍証明書を添付するので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の記録、事業所の回答及び同僚の記録状況から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年7月1日に同社本社工場から同社B部に異動、同年8月1日に同社B部から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社工場における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同年代の同僚の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る昭和 46 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年2月3日、資格喪失日は20年11月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年2月から同年5月までを30円、同年6月から20年10月までを50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月3日から20年11月6日まで
年金記録を照会したところ、A社の記録は、資格取得日は昭和19年2月3日と確認できたが、資格喪失日が不明とのことであった。

昭和20年11月20日にB社に勤務する直前まで、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金給付に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたと主張するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で、生年月日が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和19年2月3日資格取得、資格喪失日欄は空欄のため不明）が確認できる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人がA社において、昭和19年2月3日に被保険者資格を取得し、20年11月6日に同資格を喪失した旨の記録が確認できるところ、当該台帳に記載された資格取得日、被保険者番号及び標準報酬月額の等級は、いずれも当該未統合記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和19年2月3日、資格喪失日は20年11月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録及び申立人に係

る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている記録から、昭和19年2月から同年5月までを30円、同年6月から20年10月までを50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月20日から同年4月6日まで

私は平成5年1月27日から同年4月5日まで、A社に勤務していた。5年2月から同年4月までの分の給与から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年1月及び同年2月の記録しかない。確かに厚生年金保険料を3か月間分控除されているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同事業所に平成5年4月5日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与支払明細書等の給与支払額により、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和57年3月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月9日から同年4月1日まで
昭和43年4月にC社に入社し、途中、一度も休職又は退職することなく、Dグループの事業所において勤務した。

申し立てた昭和57年3月9日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が抜けているのは、C社E支社からA社B工場へ異動した際の事務手続の不備によるものであると思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金（A厚生年金基金解散後、同基金の記録を管理）が保管する申立人のC社における厚生年金基金加入員資格喪失届、A社における資格取得届及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、Dグループの事業所に継続して勤務し（昭和57年3月9日にC社E支社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、D企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人は、昭和57年3月10日にC社E支社で同基金加入資格を喪失し、同年3月9日にA社B工場で同資格を取得したことが確認できる。

さらに、A社を通じてD企業年金基金に確認したところ、同基金は、当時の厚生年金保険及び厚生年金基金への届出用紙は、複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 57 年 3 月 9 日に A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 57 年 4 月の社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年8月まで
会社を辞めて自営業を手伝いながら再就職先を探しているとき、集金の方から、「短い間でも国民年金は、納めないといけない。」と教えてもらい、母が保険料を納めた記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、必ず国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれないことから、申立期間については国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、「集金の方に母が納めた記憶がある。」と申し立てているが、申立期間当時、申立人の住所地であったA市は、「当時、国民年金保険料の集金制度は無かった。」と回答している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母は、「古いことなので、娘の分まで支払ったかどうかは覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から同年8月まで
昭和60年3月に会社を退職し、同年9月に再就職するまでの間に、国民年金に加入して保険料を納付していたのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月に会社を退職した後、A市から国民年金の加入勧奨があり、加入手続を行ったとしている。

このことについてA市では、「当時、届出が無ければ厚生年金保険の被保険者資格喪失日を当市が把握することはできなかったものの、本件の場合、申立人が退職後、国民健康保険に加入していることから、この加入手続時に、同時に国民年金への加入勧奨がなされた可能性も考えられる。」と説明している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の妻の国民年金被保険者の種別が変更処理されたのは、申立期間後に申立人が再就職してから約2か月経過した昭和60年11月7日であることが確認できることから、申立人が退職後に国民年金への加入手続を行ったとする主張は不自然である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び年金手帳の記録欄には、申立期間の被保険者資格得喪日の記載は無く、そのほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金保険料をそれぞれ別々に納付していたと述べていることから、申立期間について、申立人の妻の保険料が納付済みであることをもって、申立人の申立期間における保険料の納付を推認することはできない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月1日から34年1月6日まで
② 昭和35年6月27日から36年8月1日まで

大学を卒業した年の昭和32年9月にA社に入社し、36年7月に退職するまで勤めていた。入社後の期間と退職前に厚生年金保険の空白期間がある。継続して勤めているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社は、「社員名簿によると、昭和34年4月及び35年4月の時点では申立人の在籍を確認できるが、33年4月及び36年4月時点では申立人の在籍が確認できない。また、当時の賃金台帳は無く、詳細は不明である。」と回答しているため、申立人のA社における申立期間の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚からは、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、A社に同時期に入社したと供述する同僚二人は、同社において申立人と同日の昭和34年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれも33年11月に入社したことを証言しており、うち一人の同僚は、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまで試用期間があったことを証言している。

また、36年7月12日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるもう一人の同僚は、申立人はその同僚自身より早く退職した旨、証言している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 4 月 20 日まで
申立期間について、A事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険記録から勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B国民健康保険組合に照会したところ、「A事業所は個人事業所としてB国民健康保険組合に加入していた。」と回答している上、元事業主は申立期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所は既に閉鎖しており、元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況や厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に平成元年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入記録では同日が資格喪失日となっている。資格喪失日の記録を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の離職日は、平成元年 3 月 31 日であることが確認できる。

しかし、申立人の厚生年金基金の記録はオンライン記録と一致している上、当時の事業主及び事務担当者は、「会社は既に無くなっており、書類や記録は残っていないが、月末日が資格喪失日となっている者については、退職月の厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

また、A社では、申立期間前後において、申立人と同様に厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日の両日とも月末日と届けられている者が十数名見受けられ、これらの者の多くは、厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険の離職日の同日から国民年金に加入するとともに、国民健康保険の資格を取得している者が確認できることから、同事業所が月末日を資格喪失として届け出たことがうかがえる。

さらに、申立人の上司や同僚のいずれの者からも、申立人が平成元年 3 月 31 日まで勤務していたこと、及び申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことについての証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 5 月 1 日まで
A社において、昭和 44 年 4 月 1 日に入社してから婚姻日の前月末の 46 年 4 月 30 日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、婚姻日の前月末の昭和 46 年 4 月 30 日まで継続して勤務し、44 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、申立人の戸籍謄本によると、申立人は、昭和 45 年 5 月 * 日に婚姻したことが確認できる。

また、A社に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 45 年 5 月 20 日に離職しており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、A社で申立人と一緒に勤務していた同僚は、「申立人は、昭和 45 年 5 月ごろに退職したと思う。私は、申立人の結婚式に出席し、同年 9 月の私の結婚式には、申立人が夫婦同伴で出席してくれたので、よく覚えている。おそらく申立人は、結婚した時期を 1 年勘違いしていると思う。」と証言している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、昭和 45 年 7 月 3 日に申立人が健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。